

入湯税が充てられる経費 令和5年度「主要な施策の成果に関する説明書」より抜粋

1. 入湯税の概要について

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し課される目的税です。

地方税法により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する経費に充てられます。

2. 入湯税の使途について

令和5年度における入湯税の決算額は 7,292 千円となり、使途状況については次のとおりです。

（単位：千円）

区分	事業内容	決算額	左 欄 の うち 入湯税充当額
観光施設の整備	奥中山高原施設 管理費	194,438	7,292